

○ 輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業

【令和4年度一般予備費 10,013百万円】

<対策のポイント>

ウクライナ情勢等に関連して価格が高騰している輸入食品原材料を使用している食品製造業者等に対し、**国産小麦・米粉等への原材料の切替、価格転嫁に見合う付加価値の高い商品への転換**や**生産方法の高度化による原材料コストの抑制**等の取組を緊急的に支援します。

<政策目標>

- 食料の安定供給、国民生活への影響緩和
- 円滑な価格転嫁と賃上げ原資の創出

<事業の内容>

ウクライナ情勢等に関連して価格が高騰している食品原材料について、食品製造業者等の以下の取組を臨時的に支援します。

1. 原材料を切り替えた新商品等の生産・販売（価格転嫁に見合う付加価値の高い新商品の開発を含む）

- (例) ● 輸入小麦から米粉・国産小麦への切替（「もちり感」のある米粉パンの開発）
- 輸入大豆から国産大豆への切替（地域色ある国産大豆を使用しPR）

2. 原材料の使用コストを削減した新商品等の生産・販売、新たな生産方法の導入

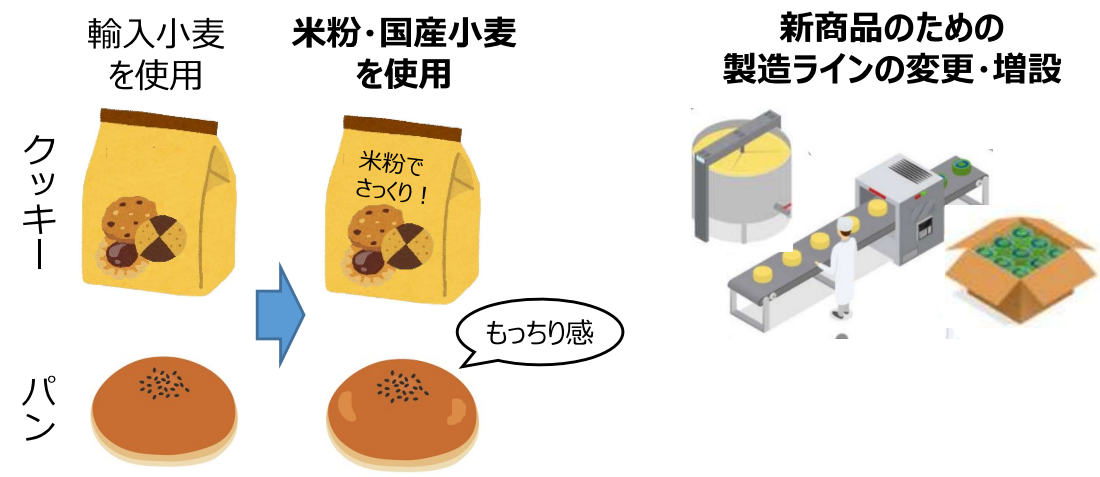
- (例) ● 原料混合比率の変更（そば等）
- ノンフライ製法への転換
- 揚げ油の劣化防止装置の導入

あわせて、国内で自給可能である米の消費促進や、円滑な価格転嫁に資する情報発信を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【支援対象経費】

- ・原材料切替のために必要な調査
- ・新商品等の開発
- ・原材料切替に伴う機械・設備の導入
- ・製造ラインの変更・増設
- ・食品表示の変更に伴う包材・資材の更新
- ・新商品（高付加価値化を含む）PR費
- ・新商品（主食用）の販売促進期間における原材料費

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課（03-6744-1869）

輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策スキーム案（事業実施者向け） 【6月中目途に公募予定】

○輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策のうち原材料切替等円滑化事業

※消費者の意識醸成や米の消費拡大対策は事業実施主体が直接事業を実施する

補助率 : 1/2 等

詳細については今後決定予定

補助対象者 : ウクライナ情勢等の影響により価格が高騰している輸入食品原材料を使用していること
※別に定めるところにより、その証明ができる者

- (1) 食品の加工・製造を行っている事業者（「食品製造業者」という。）又はこれらが組織する団体（経営体としての業種区分に関わらず、食品製造を行っているか否かで判断する。）
- (2) 飲食店その他食事の提供を伴う事業を行っている者又はこれらが組織する団体
- (3) (1) 又は (2) に該当する事業実施者とともに事業を実施しようとする者。

支援対象取組 : ・輸入小麦から国産小麦・米粉等への切替など、食品原材料を切替えた又は切替えに必要な新商品等の生産・販売の取組
・原材料の使用コストを削減した新商品等の生産・販売、新たな生産方法の導入等の取組

支援対象経費 : ・新商品開発費（試作品の原材料費、機械費、調査経費を含む）、原材料切替等に伴う機械導入、製造ラインの変更・増設費、食品表示変更に伴う包材資材の更新（デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当数分に限る）、新商品PR費、新商品（主食）の市販段階における原材料費（販売促進のための一定期間）等の一時的経費 等
※原材料費の支援対象は、小売製品の製造又は飲食店等で使用される輸入小麦又はその加工品を輸入価格の高騰の恐れがなく、安定的調達が見込まれる米、小麦又はその加工品への切替に限る。支援期間は2ヶ月間以内とする。

補助上限 : 採択1件当たりの補助上限は2億円（ただし、新商品の市販段階における原材料費の1件当たりの補助上限は上記とは別に1億円とする。）※補助下限は別に定める

農林水産省

補助金

事業実施主体（事務局）民間団体

補助金 1/2 ↓ ↑ 申請

※大企業については、新商品（主食）の市販段階における原材料費の補助率1/3

食品製造事業者
飲食事業者 等

食品製造事業者 等
+ 食品流通事業者等

新商品等販売

消費者